

鹿屋体育大学博士論文の提出条件に関する申合せ

〔平成26年3月10日
研 究 科 委 員 会 決 定〕
改正 平成27年 3月 2日
平成28年 9月26日
平成29年 6月30日
令和 2年 3月25日
令和 5年 3月10日

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿屋体育大学学位規則第7条第1項に規定する博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出に関し必要な事項を定めるものである。

(課程博士の博士論文の提出条件等)

第2 課程博士の博士論文の提出に当たっては、学術雑誌に査読を経て掲載され、かつ、本人が筆頭著者である学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）を基に博士論文（和文又は英文に限る。）を作成するものとする。

なお、学術論文のうち1編以上は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等（以下「学術研究団体」という。）が発行した学術雑誌に掲載された学術論文であること。
- (2) 英文学術雑誌（論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている雑誌。以下同じ。）に掲載された学術論文であること。
- 2 第1項第1号の規定については、投稿された時点で学術研究団体に承認されていない学会・研究会は、該当しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 4 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(学術論文の範囲)

第2の2 第2における学術論文とは、原著論文、実践研究、事例研究、研究資料等をいう。また、第3から第6までにおいても同様とする。

(早期修了を適用する課程博士の博士論文の提出条件等)

第3 鹿屋体育大学学則第51条第2項ただし書きに定める者の課程博士の博士論文の提出条件は、学術研究団体が発行した学術雑誌又は英文学術雑誌に査読を経て掲載され、かつ、本人が筆頭著者である学術論文3編以上（主論文1編、副論文2編以上）を基に作成した博士論文（和文又は英文に限る。）であることとする。

- 2 第1項の規定については、掲載された時点で学術研究団体に承認されていない学会・研究会は、該当しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 4 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(論文博士の博士論文の提出条件等)

- 第4 論文博士の博士論文の提出条件は、学術研究団体が発行した学術雑誌又は英文学術雑誌に査読を経て掲載され、かつ、本人が筆頭著者である学術論文3編以上（主論文1編、副論文2編以上）（和文又は英文に限る。）を基に作成した博士論文であることとする。
- 2 第1項の規定については、掲載された時点で学術研究団体に承認されていない学会・研究会は、該当しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 4 3編の学術論文（主論文1編、副論文2編）の少なくとも1編は、学位申請日から逆算して3年以内に投稿された論文とする。
- 5 鹿屋体育大学学位細則第25条第1項第1号に規定する者のうち、退学の日から起算して3年以内に学位の授与の申請を行った者の博士論文の提出条件等は、第2を適用するものとする。

(平成26年度から平成28年度に入学した者の取扱い)

- 第5 平成26年度から平成28年度に本学大学院博士後期課程に入学した者の課程博士の博士論文の提出に当たっては、本人が筆頭著者である学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）を基に博士論文（和文又は英文に限る。）を作成するものとし、学術論文のうち1編以上は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
- (1) 学術研究団体が発行した学術雑誌に査読を経て掲載された学術論文であること。
- (2) 査読がある英文学術雑誌に掲載された学術論文であること。
- 2 第1項の規定については、掲載された時点で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、査読がない英文学術雑誌は、該当しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 4 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(平成25年度以前に入学した者の取扱い)

- 第6 平成25年度以前に本学大学院博士後期課程に入学した者の課程博士及び論文博士の博士論文の提出条件については次のとおりとする。
- 2 課程博士の博士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
- (1) 本人が筆頭著者である学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）を基に博士論文（和文又は英文に限る。）を作成するものとし、学術論文のうち1編以上は学術研究団体が発行し、学術雑誌に査読を経て掲載された学術論文とする。
- (2) 本人が筆頭著者である学術論文2編以上（主論文1編、副論文1編以上）をもって博士論文に代える。この場合、学術論文のうち1編以上は、英文学術雑誌に査読を経て掲載された学術論文とする。
- 3 論文博士の博士論文の提出に当たっては、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。
- (1) 学術研究団体が発行した学術雑誌に査読を経て掲載され、かつ、本人が筆頭著者である学術論文3編以上（主論文1編、副論文2編以上）（和文又は英文に限る。）を基に博士論文を作成する。
- (2) 英文学術雑誌に査読を経て掲載され、かつ、本人が筆頭著者である学術論文3編以上

(主論文1編、副論文2編以上)の別刷りをもって博士論文に代える。

- 4 上記(1)～(2)の規定については、投稿された時点で、学術研究団体に承認されていない学会・研究会や査読がない学術雑誌(英文学術雑誌)は、該当しないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体(学会等)の掲載可(accepted)の証明書(メールでの通知文でも可)がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 6 大学院博士後期課程入学以降に投稿された論文を対象とする。
- 7 第2項の規定は、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者に対して退学の日から起算して、3年に限り適用する。

(雑則)

- 第7 博士論文の提出に関しこの申合せによりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学博士学位論文の提出条件に関する申合せ(平成20年3月17日研究科委員会決定)を廃止する。

附 則(平27.3.2)

この申合せは、平成27年3月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平28.9.26)

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平29.6.30)

この申合せは、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令2.3.25)

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令5.3.10)

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。